労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成26年４月９日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月 26 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北 海 道	ＫＫＲ札幌医療センター斗南病院及びＫＫＲ札幌医療センター
宮 城 県	東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
東 京 都	虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県	虎の門病院分院
愛 知 県	名城病院及び東海病院
大 阪 府	大手前病院及び枚方公済病院
兵 庫 県	六甲病院
広 島 県	広島記念病院
香 川 県	高松病院
福 岡 県	千早病院
大 分 県	新別府病院

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県革靴製造業最低工賃（平成23年埼玉労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 26 年３月 26 日

埼玉労働局長　代田　雅彦

埼玉県革靴製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲又は底付けの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、１足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	653円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	576円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（２か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,031円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	496円
底付け（セメンテッド方式によるものに限る。）	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	555円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	615円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	711円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	891円
		サンダル	牛革の地生		中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	496円

4　効力発生の日　平成26年４月25日

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、弘南バス労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月27日午前０時以降、同組合の組合員が従事する弘南バス株式会社の全職場（青森県、岩手県、宮城県、東京都及び神奈川県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月 26 日

厚生労働大臣　田村　憲久

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）及び北海道漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成 26 年３月 26 日

北海道運輸局長　小山内　智

1．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「192,200円」を「194,000円」に改める。

2．北海道漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「192,200円」を「194,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成26年４月25日から効力を生ずる。